

(社) 日本動物学会中国四国支部平成 21 年度総会・議事録（案）

平成 21 年 5 月 17 日（日）
高知大学総合研究棟 2F プレゼンテーション室

○ 議長選出

種田耕二氏が選出された。

○ 地元県委員挨拶

種田高知県県委員から挨拶があった。

○ 支部長挨拶

高橋支部長から挨拶があった。

○ 報告事項

1. 理事・評議員報告

植木理事より第 1 回理事会（平成 21 年 1 月 24 日開催）の報告事項および審議事項について報告があつた。

報告事項としては、①平成 21 年度第 80 回大会（静岡大会）が H21.9.17-20 グランシップ（東静岡）で開催されること、②Zoological Science に関して、Special Issue/年、掲載料 2 万円/8P～であること、③公益社団への移行に関しては、他学会の推移を見守ることになったこと、④支部活動については、本部からの財政支援を獲得し得ること、⑤広報活動に関しては、生物科学ニュースを廃止したことと新サーバーへ移行したこと、⑥平成 22 年度第 81 回大会が H22.9.23-25 東大駒場キャンパスで、平成 23 年度第 82 回大会が H23.9.20-22 旭川コンベンションビューローでそれぞれ開催されることなどが報告された。また、審議事項としては、会長選挙管理委員会規程については年度内に整備すること、会費の値下げについては継続審議となったことが報告された。

2. 庶務幹事報告

竹内庶務幹事より平成 21 年度支部役員、支部会員数、および平成 20 年度事業の後援・協賛について報告があつた。平成 21 年 4 月 28 日現在の支部会員数は 275 名（前年度比 18 名増）であった。また、平成 20 年度は山口大学理学部サイエンスワールド 2008（平成 20 年 11 月）の後援を行ったとの報告があつた。

3. 会計幹事報告

森下会計幹事より平成 20 年度会計報告があり、統いて前日開催された役員会において、花田会計監査より適正な会計処理が行われていることを確認したとの報告があつた旨の報告があり、了承された。

4. 県委員報告

4 件の活動報告があつた。広島県例会（平成 20 年 3 月）、愛媛県例会（平成 20 年 12 月）、土佐生物学会 2008 年度例会（平成 20 年 12 月）、山口大学理学部サイエンスワールド 2008（平成 20 年 11 月）を実施した。

5. その他

松崎 HP 委員より、生物科学ニュース Z 版の廃止に伴い、従来からの情報提供が HP に移行しカラー写真やファイル添付も可能となつたこと、支部 HP も積極的に利用して欲しいこと、支部 HP を更新した際には支部会員へメールで周知することなどが報告された。

○ 審議事項

1. 次年度支部大会開催予定地

平成 22 年の支部大会を山口県で開催することが竹内庶務幹事より提案され、承認された。

2. 本年度支部予算案

本年度予算案について森下会計幹事より説明があり、原案通り承認された。

3. 支部規定の改訂

竹内庶務幹事より説明があり、原案通り承認された（別紙 1）。

4. 若手研究者優秀発表賞と選考規定の制定

高橋支部長より若手研究者優秀発表賞設立の趣旨説明があり、続いて竹内庶務幹事より選考規定の説明があり、原案通り承認された（別紙 2）。

別紙1

(社) 日本動物学会 中国四国支部規定 (改訂案)

昭 23・9・12 制定, 昭 31・5・13 一部改訂, 昭 51・5・16 一部改訂, 昭 53・5・14 一部改訂, 昭 57・5・23 一部改訂, 平 2・5・20
一部改訂, 平 5・5・16 一部改訂, 平 9・5・18 一部改訂, 平 21・5・17 一部改訂

一. 名称 社団法人日本動物学会中国四国支部

二. 目的 動物学の発展に貢献し, かつ, 会員相互の親睦を図る.

三. 会員 (イ) 正会員 中国四国地区(岡山, 広島, 山口, 島根, 鳥取, 香川, 愛媛, 高知, 徳島) 在住の日本動物学会会員.

(ロ) 準会員 中国四国地区以外に在住する日本動物学会会員及びその他の有志で中国四国支部大会及び例会に関する通信を希望するもの.

四. 役員 (イ) 支部長 支部選出評議員の互選により選出し, 任期 2 年. 改選は評議員選挙後に行う.

(ロ) 理事 支部選出評議員の互選により選出し, 任期 2 年. 改選は評議員選挙後に行う.

(ハ) 評議員 支部選出の評議員. 任期 2 年.

(二) 庶務及び会計幹事 若干名. 支部長が委嘱する. 任期 2 年.

(ホ) 会計監査 1 名. 支部長が委嘱する. 任期 2 年.

(ヘ) 県委員 各県に 1 名ずつ支部長が委嘱する. 任期 2 年.

(ト) 大会及び例会世話係 大会及び例会の開催に際し, 開催地の会員に支部長が適宜依頼する. 役員は重任してもよい.

(チ) 各種委員会委員 委員会をおくことができる. 委員は支部長が委嘱する. 任期 2 年. 委員は重任してもよい.

五. 役員会 四で定める役員をもって組織し, 原則として支部大会開催時に開催する.

六. 事業 支部大会及び例会を開催する. 開催地はその都度会員の希望によって適当に選定する. 支部大会及び例会においては会員の動物学に関する業績の発表及び論文の紹介, 標本の供覧, 見学などを行う.

七. 会費 支部費として毎年 800 円を本部宛, 動物学会費と共に前納する. 支部会費は支部行事に関する費用にあてる.

八. 会計報告 每年, 支部大会の際に開催される総会で行う.

九. 規定の改訂 総会に付す必要がある.

以上

申し合わせ事項

一. 支部長・県委員・支部幹事・会計監査の任期は 1 月 1 日より翌年 12 月 31 日までとする.

二. 支部長・県委員・支部幹事・会計監査が任期中に辞任したとき, 新任者の任期は前任者の任期の残存期間とする.

三. 支部費 800 円の納入は平成 6 年 1 月からとする.

四. 支部大会の発表者は, 原則として, 日本動物学会会員に限る.

別紙2

社団法人 日本動物学会中国・四国支部 若手研究者優秀発表賞選考規定（案） 平成 21・5・17 制定

- 一. この規定は、日本動物学会中国・四国支部が表彰する若手研究者優秀発表賞について、受賞資格と選考基準を定めるものである。
- 二. 若手研究者優秀発表賞とは、年一回開催される支部大会において、学術性、独創性、表現法のいずれにおいても優秀な発表を行った若手研究者に贈られるものである。
- 三. 受賞資格は本学会会員である者とする。
- 四. 選考委員会は支部大会ごとに組織されるものとし、支部役員、および支部長が委嘱する委員によって構成される。
- 五. 選考委員会は受賞者を選考し、賞状を授与する。
- 六. 応募要領および選考要領は別に定める。
- 七. この規定を改訂する場合には、総会に付す必要がある。

附則

- 一. この規定は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。